

効率的・効果的な執行体制づくり

厳しい財政状況のもと、市民の皆様のご信頼に応えながら必要な施策を推進するため、優先度を見極め、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした見直しにより、効率的・効果的な執行体制を構築します。

職員定数については、585 増、▲370 減の差引 215 増の 45,742 人となります。

市長部局・行政委員会等の職員定数（※）は、対前年度比、差引▲18 減となります。

※ 教職員の増員（224 増）及び独立採算の公営企業（9 増）を除く

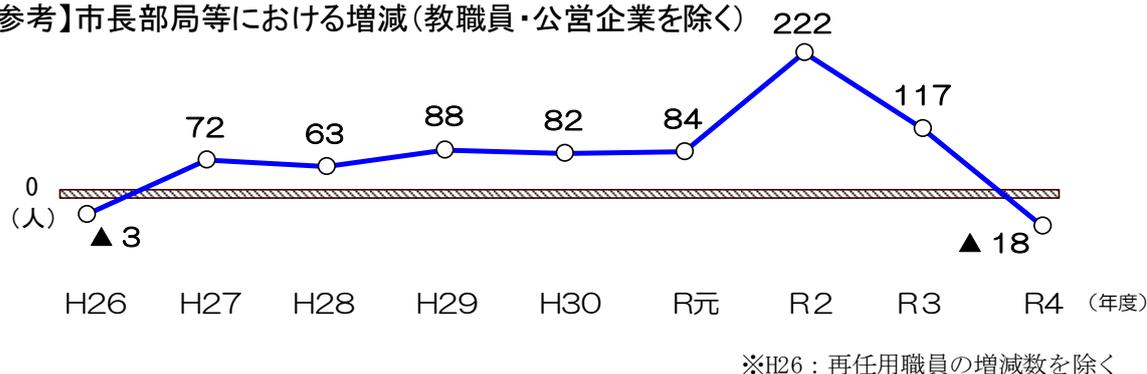
《令和 4 年度の主な組織機構改革》

区局名	主な取組
健康福祉局	新型コロナウイルスなどの感染症に、より迅速かつ集中的に対応するため、「感染症対策・健康安全室」を設置し、体制の強化を図ります。
総務局	今後の行政の創造・転換を図るため、「行政運営の基本方針」を策定し、当該方針に位置付ける歳出改革などに取り組む「行政イノベーション推進室」を設置します。
政策局	広報・報道・プロモーションを一体的に展開し、市民の皆様への情報発信力を強化するとともに、横浜の新たな付加価値の創造・ブランディングを推進する「シティプロモーション推進室」を設置し、室内に「広報課」「広報戦略・プロモーション課」「報道課」を設置します。
デジタル統括本部	各区局におけるデジタル化の相談支援や、民間との創発・共創による課題解決など、本市のDXを推進するため、「デジタル・デザイン室」を設置します。 デジタル関連施策をより強力で推進するため、ICT運用部門を総務局からデジタル統括本部に移管します。
こども青少年局	地域子育て支援やこどもの権利擁護に係る施策を充実させるとともに、子育て支援・児童福祉に係る施策を一体的に展開するため、「こども福祉保健部」に「地域子育て支援課」、「こどもの権利擁護課」を設置します。
健康福祉局	中高年のひきこもり対策強化のために、総合的な企画・調整・相談・啓発など中心的な役割を担う「ひきこもり支援課」を設置します。

《令和4年度の職員定数の見直し》

	増	減	差引
職員定数の変更数	585	▲ 370	215
市長部局・行政委員会等 ※教職員を除く	316	▲ 334	▲ 18
教職員	250	▲ 26	224
公営企業	19	▲ 10	9

【参考】市長部局等における増減(教職員・公営企業を除く)



(1) 主な増要素

■国の法制度改正への対応

35人学級の段階的实施等に伴う教職員の増員	224
児童相談所の体制強化	40
自治体業務システムの標準化・共通化対応	12
こども家庭総合支援拠点の整備	12
消防力の整備のための救急隊の増隊	10

■重点施策等への対応

新型コロナウイルス対応に係る体制強化(保健所・ワクチン接種等)	64
デジタル統括本部の体制強化	24
旧上瀬谷通信施設地区の整備・国際園芸博覧会の開催に向けた体制強化	14
市立病院における医療機能強化等	13
広報・報道・プロモーションの連携強化	5
Zero Carbon Yokohamaの実現に向けた取組	4

(2) 主な減要素

■ 民営化・委託化等の推進

市立保育所の民間移管（4園）	▲53
学校給食調理業務の民間委託拡大（5校）	▲15
福祉授産所の民間移管（2施設）	▲14

■ 事務事業の廃止・縮小・効率化等

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの終了	▲54
特定複合観光施設に係る業務の収束	▲36
新たな劇場整備の検討業務の収束	▲26
水道事業における経営効率化の取組	▲10

《市全体の職員定数等の推移》

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
職員定数 (A)	28,410	28,413	28,483	44,704	44,800	44,958	45,288	45,527	45,742
非常勤職員数等 (B)	4,032	4,074	4,025	4,007	4,044	4,134	4,190	4,431	4,585
職員定数及び 非常勤職員数等 (A+B)	32,442	32,487	32,508	48,711	48,844	49,092	49,478	49,958	50,327

※1 職員定数（A）は、横浜市職員定数条例第2条第1項各号に規定する定数の合計です。

ただし、R4については、第1回市会定例会に提出予定の同条例改正案に基づく数値です。

※2 非常勤職員数等（B）は、会計年度任用職員（旧一般嘱託員）、消防職員の再任用短時間勤務職員及び再雇用嘱託員（H26～R元）の合計数値です。

【新型コロナウイルス対応に係る保健所等の体制強化について】

1 趣旨

これまで、体制の強化や全庁的な応援体制の構築を行うことで、新型コロナウイルス対応に取り組んできました。令和4年度は、引き続き、市民の皆様の安全・安心を確保するため、さらなる体制強化を行い、感染症対策に全庁を挙げて取り組みます。

2 体制強化の内容【64人の増員】

(1) 感染症対策・健康安全室の設置

新型コロナウイルスなどの感染症に迅速かつ集中的に対応するため、室を設置し、理事級の室長を配置します。

(2) 体制強化について

ア 健康福祉局 健康安全部 健康安全課

感染症対応（自宅療養者の健康観察等）やワクチン接種対応（3回目接種・小児接種等）に取り組めます。

イ 医療局 医療政策部 医療政策課

新型コロナウイルス感染症に関するデータを収集・分析し、必要な医療提供体制の確保に取り組めます。

(3) 区役所における感染症対応

感染拡大時には、区役所内の職員応援に加え、局から区への職員応援（区局間応援）についても実施し、第5波の際には、延べ126名の局職員が区役所に応援し、感染症業務に従事しました。今後もこの区局間応援の仕組み等を活用していきます。